

平成23年6月教育委員会会議の要旨

報 告

◆『県立学校教員の酒気帯び運転事案』について報告された

【概要】

- 昨年10月から12月にかけて酒気帯び運転事案が3件続いて発生し、取組の強化を図ってきたにもかかわらず、再び酒気帯び運転事案が発生した。
- 本事案は各学校において取組の徹底・強化を図っていた矢先に発生したため、取組を一層強化することから以下の3点について整理した。
- ①教職員一人ひとりが意識改革を図る指導・研修等の充実・強化。
- ②教職員一人ひとりの状況に応じた、きめ細やかな注意喚起・指導。
- ③各学校の具体的な取組状況を正確に把握し、不十分な点を早急に改善する個別指導。

議 案

議案第1号『平成23年度山口県一般会計補正予算（第1号）についての意見の申出について（報告承認）』

【概要】

1 補正の趣旨

被災した幼児児童生徒の就園・就学の支援を図る観点から、国の震災対策に係る補正予算に呼応して、必要な補正を行うもの。

2 改正の概要

(単位：千円)

| 事業名 | 事業内容 | 補正額 |
|----------------------------|---|--------|
| 県立高校生等奨学事業 (基金10/10) | 被災した高校生に対する奨学金の貸付 | 1,620 |
| 被災児童生徒等就学支援事業 (基金10/10) | 被災した幼児児童生徒の保護者に対して市町が実施する以下の事業に対する補助 | 19,630 |
| 被災幼児就園支援事業 | 【交付対象者】 公立・私立幼稚園の保護者 【交付対象経費】 入園料、保育料 【交付額】 所得に応じて定額 | 4,064 |
| 被災児童生徒就学援助事業 | 【交付対象者】 公立・私立小中学校の保護者 【交付対象経費】 給食費、通学用品費、修学旅行費等 【交付額】 所得に応じて定額 | 15,286 |
| 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 | 【交付対象者】 公立小中学校の特別支援学級の保護者 【交付対象経費】 給食費、通学用品費、修学旅行費等 【交付額】 所得に応じて定額 | 280 |
| 就学奨励費 (基金10/10) | 被災した幼児児童生徒が就学する特別支援学校の保護者に対する給食費等の支給 【支給対象経費】 給食費、通学用品費、修学旅行費等 【支給額】 所得に応じて定額 | 2,660 |
| 小 計 | ※基金を財源とする事業の補正額 ① | 23,910 |
| 児童生徒支援総合対策事業 (国庫10/10) | 被災した幼児児童生徒の心のケアに対応するためのスクールカウンセラーの派遣 ※国の委託事業 | 9,900 |
| 高等学校授業料減免事業等臨時特例基金積立金 | 新たに創設された国の基金への積み立て ※基金を財源とする事業の補正額の合計 ①+② (23,910+6,827) | 30,737 |
| 合 計 | | 64,547 |

議案第2号『山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例についての意見の申出
について（報告承認）』

【概要】

1 改正の趣旨

国の平成23年度第一次補正予算の成立に伴い、児童生徒等に対する就学支援として、新たに「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」が創設されたことから、当該交付金の受け入れのために所要の条例改正を行うもの。

2 改正の概要

山口県高等学校授業料減免事業等臨時特例基金の設置の目的を、経済的理由により就学が困難な高等学校等の生徒又は東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により就学が困難となった幼児、児童若しくは生徒に対する教育の機会の確保を図るため改正を行うもの。

3 施行期日等

公布の日から施行する。

意見交換

◆『学力向上対策について ～家庭学習の習慣づくり～』

【概要】

■事務局説明のポイント

<家庭学習の意義>

- 家庭学習の習慣づくりは、改正学校教育法に明示された学力の3要素の育成に資するもの。
 - ・基礎的な知識及び技能を習得させる。
 - ・知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育む。
 - ・主体的に学習に取り組む態度を養う。

<本県児童生徒の家庭学習の状況>

- 学習習慣及び基本的な生活習慣の定着を図ることは、「確かな学力」を育むための課題の一つとしてとらえ、改善を図る取組を推進。
- 全国学力・学習状況調査において、授業時間以外の学習時間や、家で勉強したりする児童生徒の割合が少ない。
- 取組により改善傾向にあるものの、さらなる改善が必要。

<家庭学習の習慣づくりに向けた県教委の取組>

- リーフレット等による児童生徒・保護者への意識啓発。
- 学校訪問等による家庭学習の習慣づくりにつながる授業の推進。
- 家庭学習で活用できる「やまぐち学習支援プログラム基本問題（やまぐちっ子学習プリント）」をWeb上に掲載し、自主学習習慣の形成を支援。

<家庭学習の習慣づくりに向けた県・市町教委と学校の取組>

- 市町教委独自の「学習の手引き」等を作成し、各学校の取組を支援。
- 各学校では、授業や家庭学習のポイント等を明記した手引きを配布し、家庭学習を支援。

<本県の課題>

- 「家庭での学習方法を具体例を上げて教えている」と考えている学校の割合は、全国に比べて高いものの、成果が十分ではなく、さらなる改善が必要。

<今後の取組>

- 学習状況調査等の分析結果や家庭学習の習慣づくりに向けた取組の情報提供。
- 家庭学習の習慣づくりにつながる授業の推進。

【 質 疑 】

質問) 学校での取組の自主学習ノートとは具体的にどのようなものか。

回答) 児童生徒が興味関心を持っている物事について家庭で学習したり、教員の与えた課題について家庭で調べる学習であり、興味・関心を示して持続的に学習していくものである。

質問) 平成22年度全国学力・学習状況調査の結果で、山口県と上位の県を比べた場合、どのような違いがあるのか。

回答) 山口県では、家庭学習の時間が多い児童生徒と家庭学習の時間が少ない児童生徒の二極化にある。家庭学習の時間が少ない児童生徒については、引き続き改善する取組が必要である。

質問) 家庭学習の時間が少ない児童生徒への取組はどのようなものがあるのか。

回答) 各学校において、個々の目標を確立させている。

【 意 見 】

- ・ 学力向上対策として、児童生徒の意識改革を行うようなある程度の競争心も必要ではないか。
- ・ 児童生徒の一人ひとりの特技などがあるため、学力を点数だけでは表すことができないものとして捉えていくことを考えていくべきではないか。